

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和5年10月20日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### (1) 名称

ザ・ビッグ宮内店

### (2) 所在地

廿日市市宮内字北山1268番地1 ほか

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

## 3 変更の日

別紙1及び別紙2における「変更理由」欄に記載のとおり

## 4 変更する理由

別紙1及び別紙2における「変更理由」欄に記載のとおり

## 5 届出年月日

令和5年10月18日

## 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

### (2) 縦覧期間

令和5年10月20日から令和6年2月20日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

### (3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## 7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

### (1) 提出期限

令和6年2月20日

### (2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課

## 別紙1（変更前）

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一		
有限会社フラワーショップみなと	広島県広島市西区井口五丁目25番15号	代表取締役 坪原 哲則		
有限会社ファミリー企画	広島県廿日市市陽光台二丁目3番9号	代表取締役 阿部 和實	令和5年 7月31日	退店
有限会社ファッションハウス・ジュン	広島県廿日市市宮内四丁目13番23号	代表取締役 今井 敏之		
株式会社イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神永2535番2	代表取締役 松本 昌之		
株式会社ボストン	広島県広島市中区小網町5番3号	代表取締役 栗栖 一典		
株式会社ナガヤハウジング	広島県広島市安佐南区大町東二丁目13-19	代表取締役 長屋 隆秀		

## 別紙2（変更後）

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一	変更なし	
有限会社フラワーショップみなと	広島県広島市西区井口五丁目25番15号	代表取締役 坪原 哲則	変更なし	
有限会社ファッションハウス・ジュン	広島県廿日市市宮内四丁目13番23号	代表取締役 今井 敏之	変更なし	
株式会社 タカキベーカリー	広島県広島市中区鶴見町2番19号	代表取締役 坂本 和久	令和5年 8月3日	入店
株式会社イーシーアイ	島根県出雲市斐川町神永2535番2	代表取締役 松本 昌之	変更なし	
株式会社ボストン	広島県広島市中区小網町5番3号	代表取締役 栗栖 一典	変更なし	
株式会社 ナガヤハウジング	広島県広島市安佐南区大町東二丁目13-19	代表取締役 長屋 隆秀	変更なし	